

第5次蟹江町総合計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書

第1 業務の目的

当町は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする第5次蟹江町総合計画を策定した。

その前期基本計画の期間が令和7年度末に終了することを踏まえ、後期基本計画を策定するにあたり、本業務委託を実施し、計画策定作業の支援を行うものとする。

基本理念、将来像を実現するため、令和3年度以降の社会情勢、当町の状況の変化を踏まえ、前期基本計画の進行状況を把握、分析しながら、町民と行政の協働による計画作成を支援する。

また、基本計画の一部に埋め込まれている第2期総合戦略（重点戦略）については、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案し、当町におけるデジタル田園都市国家構想総合戦略としての位置づけを前提に策定作業を行う。

第2 業務の委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（2か年継続事業）

第3 計画期間

第5次蟹江町総合計画後期基本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

第4 業務概要

業務概要は次のとおりとする。

1 基礎調査

(1) 時代潮流や当町の現況等の整理

ア 上位・関連計画や時代潮流（防災拠点の整備、新型コロナウイルス感染症、人口減少等）など当町を取り巻く基礎的な条件を把握するとともに、当町のまちづくりを取り巻く動向を整理する。

イ 当町の人口推計や産業、土地利用状況等のデータを近隣・類似・他団体との比較を踏まえて整理し、当町を取り巻く状況の評価・分析を行う。

ウ 当町の個別計画、過去に実施した意識調査についての整理・分

析を行い、業務に必要な資料収集を行う。

(2) 前期基本計画の評価・分析

施策評価シート、住民意識調査の分析などを通して、前期基本計画の進捗状況について評価・分析を行うとともに、基本構想に位置付けている「まちづくりの目標（計画目標人口）」などの将来フレームについて検証する。

(3) 主要課題の検討

当町の位置づけや現況分析、住民ニーズ、現計画の評価等を踏まえ、後期基本計画策定の前提となる主要課題を抽出・整理する。

(4) 住民意識調査の実施

第5次総合計画に基づく施策評価をはじめ、町政に対する町民の意見や評価、要望等を把握するため、以下の調査を実施し、集計及び分析を行う。

ア 調査対象

16歳以上の町民3,000人

イ 調査方法

郵送による配布・回収、Web上で回答可能なWeb調査票も作成

※ 宛名ラベル及び封筒、郵送料については受託者にて負担する。

(5) 団体アンケート調査の実施

町内で活動する団体（概ね20団体を想定）の意見や評価、要望等を把握するため、アンケート調査を実施し、集計及び分析を行う。

2 後期基本計画素案の作成支援

基礎調査や町民・職員の意見や提案等を踏まえ、基本構想に位置付けられた施策大綱に基づき、施策の体系や内容、目標指標等について検討し、後期基本計画の素案を立案するとともに、原案の作成支援を行う。

3 地方版デジタル田園都市国家総合戦略の作成支援

(1) 地方版デジタル田園都市国家総合戦略素案の立案

まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案し、基本計画の一部に埋め込まれている第2期総合戦略（重点戦略）を「（仮称）蟹江町デジタル

田園都市国家構想総合戦略」となるように改訂を行う。総合戦略素案を立案するとともに、原案の作成支援を行う。なお、総合戦略は総合計画と一体で作成するものとする。

(2) 先進事例等の情報提供等

原案の作成途上において、議論・検討時に必要な先進事例等の情報提供を行うとともに、当町の抱える地域課題解決に向けた提言、助言等を行う。

4 会議の運営支援

(1) 総合計画審議会（2年間で4回程度）

町民代表や学識経験者等で構成される総合計画審議会の開催に際し、会議に出席のうえ、資料・会議録・意見への対応方針の作成等を行う。

(2) 総合計画策定会議（2年間で6回程度）

町職員（町長以下幹部職員）で構成される総合計画策定会議の開催に際し、資料・会議録・意見への対応方針の作成等を行い、必要に応じて会議に出席する。

(3) 中堅職員ワーキング

町職員によって構成される中堅職員ワーキングの開催に際し、会議の企画立案及び資料の作成を行うとともに、会議の運営等について支援を行う。

5 総合計画後期基本計画書の作成

上記検討結果に基づき策定した後期基本計画原案をとりまとめ、第5次蟹江町総合計画後期基本計画書及び概要版等を作成する。

第5 成果品

1 令和6年度

- (1) 業務報告書
- (2) 住民意識調査資料・報告書
- (3) 基礎調査報告書
- (4) 上記の電子データ一式

2 令和7年度

- (1) 業務報告書

- (2) 第5次蟹江町総合計画後期基本計画書 300部
- (3) 第5次蟹江町総合計画後期基本計画書概要版 300部
- (4) 第5次蟹江町総合計画後期基本計画書普及版 1,000部
- (5) 上記の電子データ一式

3 その他各データ・記録一式

第6 本業務の実施上の留意事項

- 1 受託者は、発注者の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を適宜配置し、本業務にあたるとともに、良質かつ安定的な支援を契約期間中継続的に履行するものとする。
- 2 受託者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、発注者との高い信頼関係及び倫理性を以って本業務を履行するものとする。
- 3 受託者は、本業務の実施にあたり、本事業に係る関係法令等の遵守を徹底すること。
- 4 本業務に係る成果品は、データを含めて委託者である蟹江町に帰属するものとし、本町の承認を得ずに使用、他に貸与しないこと。
- 5 当町関係職員と連絡関係を構築し、必要に応じた打合せを実施すること。また、受託者はその結果を記録し、委託者に確認をすること。
- 6 この仕様書は、本業務の大要を示したものであり、業務遂行にあたっては、当町と密接に連絡を取り、疑義が生じた場合は、その都度、当町と協議の上、その指示に従うこと。

第7 その他

- 1 各委託項目は、双方協議のうえ契約額の範囲内で変更することがある。
- 2 成果品の部数は、契約額の範囲内で変更することがある。
- 3 本業務において作成した調査・分析資料等の電子データについては、随時、当町へ提供すること。